

令和7年度 定期監査報告 (第2号)

1. 監査の対象 消防本部、消防署、会計課、建設水道部〔都市整備課〕
2. 監査の期間 自 令和7年 6月16日
至 令和7年 7月11日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 裕 行
根室市監査委員 五十嵐 寛
5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和6年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
 - ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
 - ⑧ 現金引継ぎの正否
- (4) 支出事務について
 - ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
 - ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 消防本部

- 総務課
- 総務担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 消防団員の出張に係る旅費支給において、出張命令票により用務地を札幌市及び江別市としているが、旅費概算請求（内訳）書には根室市－札幌市間の往復に係る旅費しか記載されておらず、江別市までの旅費が支給されていないので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 友知地区消防機械置場整備工事において、設計図書及び指名競争入札執行案内（案）により、工事場所は建設地と既存機械置場の2か所としているが、契約書では工事場所の記載が建設地1か所のみとなっているので、契約書の作成にあたっては設計内容と契約書記載内容に不整合が生じることのないよう適切に対応されたい。

- 警防課
- 予防・保安担当、企画防災担当

・特記事項なし

◎ 消防署

- 消防課
- 管理予防指導担当、消防担当、機械担当

・特記事項なし

- 救急通信課
- 救急担当、通信担当

・特記事項なし

◎ 会計課

○ 会計担当

1. 財産管理について

【指摘事項】

- (1) 備品一覧表において、電算処理が適正に行われておらず、異動した者が使用者として登録されたままの状態となっているので、速やかに正しい情報へ変更されたい。

2. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) フルタイム会計年度任用職員の給与において、令和7年3月分の欠勤時間に計算誤りがあり、本来より多く減額されているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。

◎ 建設水道部

- 都市整備課
- 都市管理担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市立地適正化計画策定業務委託契約において、見積書の提出通知に、契約保証金の免除及び部分払を行わないことが記載されているが、契約書では第4条に契約保証金の納付、第37条の2に部分払の請求についてそれぞれ明記されており、通知内容と契約内容に相違がある。契約書の作成にあたっては、通知内容との整合性を十分に確認されたい。
- (2) 小型貨物車の賃貸借契約に係る執行伺及び指名競争入札の執行通知において、車の概要・仕様等が「詳細仕様書は別紙のとおり」となっているが、別紙が添付されていないので、適正に事務処理されたい。

2. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、
 - ① 令和7年2月分時間外・休日勤務手当算出連絡書に、時間外勤務の事実がない日に3時間分の記録があり、時間外勤務手当の過支給が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
 - ② 時間外勤務は、時間外・休日勤務命令簿により命じなければならないが、命令簿が作成されていないので、会計年度任用職員の任用等に関する規則第8条及び職員服務規程第24条に基づき、適正に事務処理されたい。【前回指導事項】

- 都市事業担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 以下の委託契約に係る執行伺書及び執行通知において、当該契約では部分払を行わないこととしているが、契約書には部分払に関する条文が残っており、通知内容と契約内容に不整合があるので、契約書の作成にあたっては、通知内容との整合性を十分に確認されたい。
 - ① 道路ストック点検業務委託
 - ② 測量調査委託（根室穂香線（測量））
 - ③ 測量調査委託（根室穂香線（設計））
- (2) 測量調査委託（縦6号乙線）に係る業務委託契約において、執行伺書及び執行通知に、契約保証金の免除及び前金払及び部分払を行わない旨の記載があるが、

契約書には契約保証金の納付（第４条）、前金払の請求等（第３５条から第３７条）及び部分払の請求（第３７条の２）に関する条文が残っており、通知内容と契約内容に不整合があるので、契約書の作成にあたっては、通知内容との整合性を十分に確認されたい。

○ 都市公園担当

１．契約事務について

【指摘事項】

- （１） ふるさと遊びの広場用備品購入契約において、物品の概要・仕様等を「別紙のとおり」とした指名競争入札執行通知（送り状を含む２枚）を、各指名業者あてＦＡＸ送付しているが、送り状に記載の書類送信枚数から、通知の時点で別紙概要・仕様等が指名業者に対し送付されておらず、地方自治法施行令第１６７条の１２第２項に規定する「その他入札について必要な事項」の通知が不十分であると認められるので、入札の執行にあたり必要な事項は、適切な時期に漏れなく通知するよう改善されたい。
- （２） 根室総合運動公園除雪機械賃貸借契約において、契約書第４条に基づく借上車の規格性能整備状況等について、発注者の検査を受けなければならないが、検査が実施されていないので、契約書に基づき履行されたい。【前回指摘事項】

○ 維持担当

１．支出事務について

【指摘事項】

- （１） 除雪機械借上料の保証費の支払いにおいて、契約書第８条第３項では最低保証額について「１円未満の端数が生じたときは端数金額は切り捨てる」と明記されているが、実際の支払いは端数が切り上げられているものがあるので、契約内容を確認のうえ、適正な措置を講じられたい。
- （２） 求人情報サイトへの求人広告掲載に係る支出において、
 - ① 支出額が３０万円を超えるものは、予算の編成及び執行に関する規則第２２条第１項に基づき、発議による決裁を受ける必要があるが、支出負担行為併発支出命令書により決裁されており、同規則のほか、契約規則に定める手続きを欠いたものであるので、関係規則に基づき適正に事務処理されたい。
 - ② 支出科目を「手数料」としているが、広告掲載に対して支払うものであることから、「広告料」として処理するのが適切である。
 - ③ 請求書に記載された支払期限を超過して支払いが行われており、また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第１０条に定める支払時期も超過していたので、今後は支払期限を遵守し、適正に事務処理されたい。

2, その他の事務について

【指摘事項】

(1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、

- ① 令和7年3月分時間外・休日勤務手当算出連絡書に、加算区分の振り分け誤りがあり、時間外勤務手当の過支給が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
- ② 時間外勤務は、時間外・休日勤務命令簿により命じなければならないが、命令簿が作成されていないので、会計年度任用職員の任用等に関する規則第8条及び職員服務規程第24条に基づき、適正に事務処理されたい。【前回指導事項】